

脱植民地化と国民の境界—— アルジェリアからの 引揚者に対するフランスの受け入れ政策——

松沼美穂

1 アルジェリア独立戦争と引揚げ¹

1830年のアルジェ侵攻に始まるフランスのアルジェリア支配においては、地中海の対岸に入植植民地を築くことが目指された。ヨーロッパからの入植は、さまざまな手段で先住民の土地を獲得しながら紆余曲折を経て進められ、独立戦争期にはヨーロッパ系住民は約一〇〇万人、アルジェリアの人口のおよそ一割を占めた。この入植者人口の重みはフランス植民地のなかでも抜きん出たものであり、アルジェリアは行政・政治の上で本国の制度に組み込まれ、植民地でなく本土^{メトロポール}に連続するいわば内地たるものとして統治された。

もっとも重要かつ本国に近い海外領土であるアルジェリアに対するフランスの執着ゆえに、独立戦争は泥沼化した。都市および農村地帯でのゲリラ戦となり丸腰の民間人に銃を向け、軍隊内で拷問が日常化し、徴兵されたフランスの若者をこれに従事させた「汚い戦争」の末の植民地喪失は、正面から向き合うことの困難な国民的過去となった。ヴィシー時代の記憶が冷めやらぬうちに国論をいまいちど大分裂させ内戦の危機まで招来したアルジェリア喪失は、「フランスのアルジェリア」の破綻と同時に発生したヨーロッパ系住民の本国への引揚げとともに、国民統合の再強化のためにはそこから目をそむけたい対象となった。独立 50 周年にあたった 2012 年のフランスのメディア空間では、封印されてきた個人の経験・記憶に注目するという文脈で、引揚者や下に述べるアルキが取り上げられる例が目についたという印象を受ける。

人文・社会科学の研究対象として、アルジェリアからの引揚者 (rapatriés) とドイツの被追放民は長らく別個に扱われてきたが、両者を比較対照する視点が近年になって提示されている。たとえばジャンセンとボルタは、両者間の歴史的相違を十分に認めたくて、喪失した領土がネイションに対してもった意味、脱帝国とヨーロッパ建設の文脈のなかでの新しい国境の承認、大量の「帰還」移民の発生と彼らの政治・社会・文化的特性、本国政府の受け入れ政策、彼らの「記憶」をめぐる近年の動きなどについて、第二次世界大戦後のヨーロッパにおける大規模な移民史という視点から比較研究する意義を、分析というよりは提案の段階ではあるが強調している²。本稿はアルジェリアからの引揚げ者の受け入れ政策を対象とし、植民地独立戦争という暴力が引き起こした人の移動に対するフランス政府の反応を、「国民」

の境界を再定義する作業と捉えて検討する。

考察の前提として、人間集団の分類と名称という、植民地統治の核心をなした問題について一言述べておきたい。フランス共和国による植民地統治において、外国人以外の植民地住民は宗主国の主権下にあるという意味で国籍の点ではフランス人とされた。しかし植民地のフランス人は、市民である者とならない者という二つのカテゴリーに大別され、その分類指標は民法に代表されるフランス法の適用を受けるか、現地慣習法による社会生活を維持するかであり、大部分の先住民は後者であった。市民でない植民地先住民は、参政権をはじめとする市民としての権利を享受せず、強制労働や特別税や原住民法と総称された特別刑法の対象となり、もっとも一般的に「原住民」(indigène)あるいは「臣民」(sujet)と呼ばれた³。アルジェリアでの先住民の呼称は「アルジェリア人」ではなく、「アラブ人」「ムスリム」「原住民」「臣民」などであった⁴。「アルジェリア人」という言葉は、アルジェリアへ入植した「ヨーロッパ人」、とりわけ当初は外国人であったが国籍を得てフランス人となっていった人々によって19世紀末以降に、独自のアイデンティティを主張する自称として用いられるようになった⁵。独立戦争中の1958年にフランス軍は、先住民の呼称として「アルジェリアのムスリム・フランス人」に代えて、より中立的な表現として「北アフリカ出自のフランス人」を用いることとし、これに対応するものとして「ヨーロッパ出自のフランス人」という呼称も同時に採用した⁶。本稿では植民地期にヨーロッパから移住した者の子孫はアルジェリアのヨーロッパ系住民と表記し⁷、独立後のアルジェリア国民の大部分を占めることになる先住民ムスリムは、アルジェリア人またはムスリムとする。

民族解放戦線 (Front de libération nationale, FLN) を結成した独立運動指導者による1954年11月の一斉蜂起に始まる独立戦争においてフランス側は、農村部で独立派ゲリラと農民を分断するために215万人、ムスリム人口のおよそ4分の1を強制移住させ、村々を焼き払い、女性や子供や老人にまで銃を向けた。ヨーロッパ系住民の大半が居住する都市部では、1957年の「アルジェの戦い」に代表される凄惨なテロリズム闘争が繰り広げられた。事態打開のために1958年にフランス政府は宥和策を発表するが、50万人に膨れ上がったアルジェリア駐留フランス軍はこれに反対し、内乱の危機に直面した第四共和政は倒壊し、軍の支持を背景にドゴールが政権に就く。

この戦争は、独立を求める被支配民族と宗主国という対立図式に収まるものではなかった。双方が深刻な内部分裂を抱えていたためである。独立派内部には幾重もの路線対立があり、各派間の武力抗争は本土在住アルジェリア人コミュニティにも飛火した。フランス側では、1959年9月にドゴールがアルジェリアの「自己決定」の必要性に言及し、和平を探る彼の方針が本国世論の支持を集めてゆくにつれて、自分たちの生まれ故郷であるアルジェリアがフランスにとどまることを求めるヨーロッパ系住民は、反政府行動や街頭デモを激化させ官憲と激しく衝突した。「フラン

スのアルジェリア」死守をかかげる急進派の軍人を中心として結成された秘密軍事組織（Organisation armée secrète, OAS）は、アルジェリア人や独立支持派に対するテロを展開し、ドゴール暗殺やクーデタまで企てるにいたる。独立賛成・反対各派入り乱れての爆弾テロ、誘拐、暗殺、行方不明などの暴力は日常と化した⁸。

アルジェリア人とフランス人の双方で「内戦」の様相を呈して長期化する戦争に対し、本国では厭戦感が募っていった。OASの過激なテロが本土にまで及ぶと、共和国に対する反逆者、極右、ファシスト、人種主義者という、アルジェリアのヨーロッパ系住民に対する否定的イメージは決定的になった。祖国に見捨てられたという感情を募らせたアルジェリアのヨーロッパ人と、本土のフランス人の間には、明らかに溝が生じていた⁹。

アルジェリアのヨーロッパ系住民の大半にとって、先祖の代から生まれ育った故郷であり、家族や友人の共同体、仕事と財産という生活基盤を築き上げてきた地を捨て去ることなど、最後の最後まで想定不可能であった。何世代も前にアルジェリアに定着した者の子孫は本土に縁故をほとんどもっていなかった。くわえて、19世紀以来の入植者にはスペイン、イタリア、マルタ等地中海諸国の出身者が多く含まれ、彼らは定住外国人の子孫にほぼ自動的に国籍を付与するいわゆる1889年国籍法により、アルジェリアにおいてフランス人になったのであり、彼らにとってフランス本土は先祖の出身地ではなかった。なによりもフランス政府自身が、アルジェリアにフランス人がとどまることを前提としてFLNとの交渉を行い、1962年3月に調印されたエヴィアン停戦協定には、独立後のフランス人の安全と財産の保証を盛り込ませた¹⁰。

停戦に反対して劇昂したアルジェリアのヨーロッパ系住民とフランス軍・憲兵・警察の衝突は銃撃戦にいたり、独立を断固阻止しようとするOASはテロとアルジェリア人の大量虐殺に走り、FLNは敵対者への報復攻撃を強め、暴力の応酬は停戦から同年7月の独立にかけて最高潮に達した。ヨーロッパ系住民は、それまでその残忍さが喧伝されてきたFLNの報復を恐れ、イスラームに立脚するアルジェリア民族の新生国家に居場所はないと観念するなかで、それ以外に選択肢がないと行き詰まりパニック状態に陥ってアルジェリアを文字通り大脱出した¹¹。彼らにとってフランスは、自分たちを見捨てたという恨みの対象ではあっても、暴力からの保護を提供し得る唯一の国家権力であった。1962年の1月から4月までは毎月4万人台だった引揚げ数は、5月に10万、6月には35万のピークを迎え、同年中におよそ68万人に達した¹²。出発・到着地の港や空港は、家財を後に残し持てる荷物だけをかかえ疲労と絶望の表情をたたえた彼らで大混乱となり、最大の受け入れ地となったマルセイユの港には、定員を大幅に超過した船が連日到着した。

2 引揚者の受け入れ政策¹³

アルジェリアの独立が現実問題として射程に入ってくると、フランス政府は引揚者の受け入れ対策に着手した。エヴィアンで停戦交渉が始まった1961年5月、内務省の下に引揚者担当大臣が置かれ、1956年に独立したチュニジアとモロッコからの引揚者を対象とした施策を充実整備するための法案の準備にとりかかった¹⁴。この過程で立てられた、アルジェリアからは以後の4年間でおよそ40万人が引揚げてくるという予測は、現実には大きく裏切られることになる¹⁵。

引揚者の受け入れと統合の政策の一般原則を定めた1961年12月26日の法律による引揚者の定義は、政治的理由によりフランスの主権下にあった領土を去ることを余儀なくされたフランス人とされた。つまり引揚者として法令の定める援助を受ける資格は、出発時の状況や経済的困難の度合いによるのではなく、独立したフランス領植民地に居住していたという事実に基づくのである¹⁶。この法律およびその適用規則を定めた1962年3月10日のデクレにより、移動・転居費用の払い戻し、最長一年間の生活費支給、就業、住居の取得に関する公的な支援が定められ、同年4月2日のデクレによりこれらの規定がアルジェリアからの引揚者にも適用された。

1962年4月以降、首相と引揚者担当大臣は各県知事に、引揚者受け入れ委員会の設置を求め事態の緊急性を訴えた。6月には各県で、県職員、議員、赤十字、慈善団体、教会などから成る受け入れ委員会が設置され、上記の法やデクレが定めた公的支援政策は具体的には県や市のレベルで実施されていくことになる。

マルセイユをはじめとする地中海沿岸の主要都市とパリは、多くの引揚者の最初の到着地となった。港や空港はではまず、不法な武器所有とOASメンバーの摘発を目的とする警察の検査が行われ、続いて到着ロビーで県職員が待機し、事務手続きを行って帰国・転居・生活費手当を支給し、以後必要となる手続きを指示し、親戚・知人宅や一時滞在センターや駅や空港など次の目的地にバスや自動車で移動させた。

主な受け入れ都市では、当面の滞在先がない者を数日間宿泊させるための一時滞在センターが、宗教・慈善団体、赤十字、市・県当局などによって開かれた。公営保養所、学生寮、体育館、兵舎、銀行、城館などが利用され、1962年9月にはホテルや個人の別荘の徴発が決定されたが、どこもすぐに超過密状態になった。教育省は9月の新学期に向けて、移動型教室の提供やプレハブ校舎の建設を手配した。

引揚者にとって、住む家を見つけることは緊急の課題であった。政府は1962年8月、以後5年間にわたって引揚者の多い県では公営住宅の30%、それ以外では10%を引揚者に優先的に割り当てること、雇用の多い県での計35,000戸の公営住宅の新築、引揚者向けの住宅の建設や修繕のための低利融資を決定し、最終的に113,898戸の住居が引揚者に提供されたという¹⁷。

政府は、仕事を通じて引揚者が社会・経済的に統合されることを最大の目標とし、雇用政策を最優先課題としたが、その前提となる職業人口構成は労働需要と供給の

アンバランスを予告するものであった。すなわち第一次、第二次、第三次産業の従事者の割合は本土で22、37、41%だったのに対し、アルジェリアのヨーロッパ系住民においてはそれぞれ4、26、70%であり、各部門への引揚者の就職希望の割合が20、10、70%だったのに対して、本国産業界の求人は51、34、15%であった¹⁸。

職種、職階、収入ができるだけ近似した再就職が政府の基本方針であった。アルジェリアでヨーロッパ系住民の就業人口のおよそ3分の1を雇用していた公務員および公営企業においては、国の省庁の職員や、国立施設が主流である教育・医療機関等の教職員は、基本的に管轄官庁内で同一レベル・職種間の異動が行われ、地方公務員の多くは本土の自治体に配属された。交通・通信・郵便・フランス銀行などの公営部門でも同様に、同一機関内の並行異動が原則であった。

民間部門の給与所得者の再就職は、求人情報の収集と提供が不足しかつ県単位で行われ全国をカバーしなかったこと、引揚者向け生活手当が法定最低賃金を上回ったことを主因として、遅々として進まなかった。大半の引揚者が帰国後1年を迎えて生活手当が打ち切られる1963年夏を前にして政府は、同年3月にマルセイユに全国職業紹介所を開設した。求人や職業訓練に関する全国の情報が収集・提供され、すべての求人は最初の2ヶ月間は引揚者に優先的にまわされた。4~5月に政府は「雇用最優先」と題する大規模なキャンペーンを打ち出した。その柱は、最大限の求人情報を全国から収集することと、就職する引揚者に新しい居住地への移動・転居・生活立ち上げの資金を援助することで、制度の仕組みや求人に関する広報にも力が注がれた。

農業・手工業・商業などの自営者の就業は最も困難な問題であり、政府は彼らが給与取得者として再就職することを望んだ。「雇用最優先」キャンペーンにおいては、自営の引揚者を雇用する企業を対象として、就業時間の3分の1を職業訓練に充てその時間分の給与を国が負担する制度を設けた。自営を望む引揚者に対しては、起業資金の低利融資、空いた農場や仕事場の斡旋などが行われた。

このキャンペーンの効果で1年以内に5万人が就職したとみられ、求職中の引揚者数はおよそ35,000人から13,000人に減少した。一方で20万人余りが政府の施策とは無関係に再就職したとみられる。引揚者の失業率は1966年には2.5%に低下した¹⁹。公共部門の就業者の割合の高さと高度経済成長期という条件に助けられ、引揚者の雇用問題は少なくとも数字のうえでは早期に解決されたというのが、一致した見方となっている。

引揚者の受け入れ過程で注目される点として、公共空間におけるイメージの変化がある²⁰。独立前の本国の新聞・ラジオ・テレビの報道では、アルジェリアのヨーロッパ系住民を、国家反逆罪を犯すOASに加担する反乱者、暴力的な極右ファシストとみなす表象が支配的であった。植民地支配者・搾取者としての特権にしがみついて引き起こした、凄惨な暴力の連鎖となった大義なき「汚い戦争」の原因かつ結果という非難の視線の下に、引揚者は本国に迎えられたのである。しかし独立後には、

もはやフランス人の居場所がなくなったアルジェリアでの危険と不安、引揚げに伴う苦悩と困難が主旋律となった。公権力の態度にも同様の変化を見てとれる。OASのシンパとみなして非難・警戒する独立前のディスクールは、独立後には、アルジェリア国家の無策と停戦協定不履行の犠牲者というものに一転した。強い国家管理の下にあった当時のテレビとラジオが、国の対応の不備を想起させるような、引揚者の窮状を強調する番組を許容したのは、国論を分裂させた国家反逆者というイメージを忘れさせ同情を喚起して、引揚者の社会的な受け入れを促すためだったと考えられる。

引揚者に対する一連の政策は、国家が彼らの受入れに本腰を入れて取り組んだことを示している。そこでは植民地独立の結果として「帰国」する引揚者は、その窮状を是正すべき国民の一員として扱われた。国や自治体の政策担当者は、「国民団結の精神」を繰り返し強調した。引揚者を対象として400余りもの法律やデクレなどの法令が発されたのは、彼らが「ネーションの経済・社会構造に統合するための施策」²¹の恩恵を受けるべき存在とみなされたからにほかならない。この点で引揚者に対する国の政策は、難民や移民に対するものとは根本的に異なる基盤の上に立っていたといえる。

引揚者政策の意図は、困窮化し社会・経済的に排除された引揚者の集住とゲットー化を避けること²²、引揚者の恨みや怒りを鎮め彼らをOASの影響力から遠ざけて、国の政治的安定を回復することであった。そのために、引揚者を全国に分散させることが基本方針とされた。気候的・文化的あるいは経済的理由で南仏かパリへの定住を希望する引揚者は多かったが、就職や住居の斡旋は特定の地域への集中を避ける方向で、かつドゴール政権の介入主義的経済政策に基づく四力年計画の一環に組み込む形で立案された²³。

引揚者を早急に国民生活のなかに溶け込ませ統合し、「問題」を「解決」することが、優先課題であった。引揚者担当大臣は早くも1963年4月に、「引揚者の問題はおおかた解決された…総括は満足に値する」と発言し、翌年7月には、引揚者はもはや特別扱いされるべきではないというドゴールの方針に沿って、同大臣のポストは廃止され引揚者の管轄は内務省に移された。引揚者の失業率が全国平均並みに低下したことを理由として、1968年より雇用統計から引揚者という項目が削除された²⁴。引揚者の問題を解決済みとする、あるいは脱植民地化の帰結としてではなく社会・経済問題一般のなかに解消して取り扱うことにより、不可視化しようという、国・政府の意図は明確であった。

この点は、戦後西ドイツで「追放」がドイツ人の戦争被害の象徴として扱われ、連邦政府レベルを含めたナショナル・アイデンティティ構築の政治に動員されたこととは大きな違いといえよう。この差の主因としては、脱植民地化の不可逆性と正当性を受け入れざるを得ないという認識に加え、総人口に対する割合の違いも考えられる。問題を解決済みとしたい政府に対して引揚者は、最大の未解決問題として

喪失財産の補償を要求する運動を展開し²⁵、それが一段落した 1990 年代以降は、独自の歴史と文化の価値の承認を求める記憶の政治に力点を移した。

3 引揚者から排除された人々

引揚者を国民の一員として受け入れ統合する政策と著しい対照をなしたのが、フランス側に加担し独立に伴いフランスの保護を求めた、後にアルキ (harkis) と総称されることになるアルジェリア人の扱いである²⁶。

冒頭に述べた、植民地およびアルジェリアにおける市民と原住民の法的地位の差別は、第二次世界大戦を経て原則廃止された。1944 年 3 月 7 日のオールドナンスは、アルジェリアのフランス人ムスリムは、ムスリムでないフランス人と同じ権利と義務を有すると規定し、1946 年 5 月 7 日法は、全ての海外領土の出身者は本国のフランス人と同様の市民としての資格を持つとし、同年 10 月の第四共和政憲法は本国と海外諸領土とから構成されるフランス連合を設立するとともに、全ての海外領土出身者はフランス連合の市民としての資格を有し憲法前文が保証する権利と自由を享受すると定めた。アルジェリアを含め海外領土の出身者は、フランス国籍を持ちかつ、慣習法上の身分を維持したまま本国のフランス人と同様の市民としての権利を有するものと認められたのである²⁷。

にもかかわらず、アルジェリアから本土への引揚者が増えていく 1962 年 4～5 月にかけてフランス政府と軍は、フランス軍に加担したアルジェリア人が FLN の報復を恐れて渡仏することを極力押しとどめようとした²⁸。この時期の内閣の文書に「ヨーロッパ出自の引揚者」と「ムスリム出自の引揚者」という区別が登場し、後者は「難民」「アルキ」とも呼ばれると同時に、彼らはヨーロッパの生活に適応する準備ができていないので、引揚者向けの援助を提供することは不適切だとされた。引揚者政策に関する政府・議会の報告書や閣僚の発言では、ムスリムは引揚者ではなく難民だと繰り返された²⁹。

引揚者からムスリムを排除するうえで決定的な意味をもったのが、1962 年 7 月 21 日のオールドナンスである。そこでは、普通法上の民事身分を有するアルジェリア在住フランス人はフランス国籍を維持するのに対して、現地法上の民事身分を有するアルジェリア出身者とその子は、国籍法の定める承認を受けたうえでフランス国籍を認められるとされた。アルジェリアのムスリムのフランス国籍は、承認の権限を有する国家権力によって厳しく制限されることになる。このオールドナンスは、アルジェリアのムスリムがもともと持っていたはずのフランス国籍を否定したのである。あるいはこれを境に彼らはフランス国籍を喪失した。フランス国籍を否定された彼らは、引揚者を対象とする政策措置の享受主体とはみなされなくなる³⁰。

報復の嵐が吹き荒れた独立直後のアルジェリアで殺害されたアルキとその家族は数万とも十数万ともいわれ、命からがらフランスに渡ったおよそ 14 万人は、引揚者

のための公的支援を受けられず、へき地に設営された収容所に集団で居住し、国民の目から遠ざけられ経済・社会的に隔離・排除され、その子供たちも教育や就職における不利益を被った³¹。国家が国民と認知し保護と支援を与えた引揚者とは、植民地期アルジェリアにおいて普通法上の民事身分を有した者、平たく言えばヨーロッパ系住民に限られたのである。

なお、アルジェリアの先住民であり 1870 年のデクレにより市民権を与えられたユダヤ人は、独立時の事態においてはヨーロッパ系フランス人に含められ、本土へ渡った者は引揚者として扱われた。ユダヤ人引揚者の受け入れは特筆されることも多いが、彼らの状況はユダヤ教団体の組織的活動に起因するものであり、法・行政的の制度上は非ユダヤ人と同じ引揚者とみなされ、公権力が別扱いを規定したわけではない。

4 国民・植民地支配・ヨーロッパ

引揚者が政治的・文化的に特殊なコミュニティを形成することを避けるべく、国家は彼らを国民経済・社会に統合するための政策を実行した。もちろん引揚者たちには、アルジェリア独立の承認により国家が自分たちを見捨て、しかも受け入れ態勢が貧弱だという恨みと苛立ちが強かった。住宅供給が不十分だったことは政府も認めていた。統計上は早期に解決された雇用問題にしても、職位や収入の低下、新しい職場や職種、慣れない気候風土や生活環境は、しばしば経済的・心理的・身体的困難を引き起こした。外来者の一斉の侵入により生活・就労空間の秩序を乱されたと感じた受け入れ側住民との間には、しばしば摩擦も生じた。引揚者を特殊な人々とみなす言説や表象も、決して消滅したわけではなかった。それでも、引揚者は国民生活に統合されるべきメンバーだという国家の姿勢は一貫しており、彼らはそれゆえの公的支援政策の対象となった。

多くの引揚者にとってフランス本土は、何世代も前に地縁的・血縁的な絆が切れた土地、あるいはそもそも祖先の出自とは関係のない土地だった。そうした人々を国家が、異国からの移民ではなく故国への引揚者＝帰還者とみなした理由が、植民地支配のうちにあったことは、アルキとの対照によりとりわけ明白に浮かび上がる。植民地体制において、法の保障する権利と保護を享受するフランス市民とは、ヨーロッパ出身者とその子孫を意味し、ムスリム先住民を原則的に排除した集合であった。様々な出自の入植者がアルジェリアで共同体を築いていくうえで重要な意味をもったと考えられる、先住民社会に対峙するヨーロッパというカテゴリーは、国家が定める権利と保護の享受主体を国家が選別・認定していく際の指標でもあった。

引揚者は国民の一員とみなされ、その結果として政策措置が行われ、その後彼らが、フランスに統合され得ない異質な「移民」集団として存在することはなかった。その要因は植民地支配の基礎構造をなしていた人間集団の分類にあり、そこにはヨ

ヨーロッパという共同意識との強い連関があったと考えられる。引揚者を受け入れた国家は、内戦前夜を思わせた国論の大分裂を克服し国民統合を回復するために、苦渋の脱植民地化という近い過去から国民の目をそらそうとした。それは、その後のフランスが植民地の支配と喪失の歴史に正面から向き合うことを困難にする一因となったのではないだろうか。

¹ 1954～1962年のアルジェリアでの軍事行動を、国内の治安維持活動とみなしていたフランス政府が、これを公式に「戦争」と認めたのは1999年だったが、本稿では戦争と表記する。戦争と引揚げの概要について邦語で次を参照。小山田紀子「アルジェリアの近現代」宮治一雄・宮治美江子編『マグリブへの招待——北アフリカの社会と文化』大学図書出版、2008年、56-70ページ。小山田紀子「人の移動からみるフランス・アルジェリア関係史——脱植民地化と「引揚者」を中心に」『歴史学研究』846号、2008年、123-133ページ。独立戦争を含むアルジェリア植民地史に関して邦語で次を参照。シャルル＝ロベール・アージュロン（私市正年・中島節子訳）『アルジェリア近現代史』白水社、2002年。バンジャマン・ストラ（小山田紀子・渡辺司訳）『アルジェリアの歴史——フランス植民地支配・独立戦争・脱植民地化』明石書店、2011年。平野千果子『フランス植民地主義の歴史——奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで』人文書院、2002年。

² Jan Jansen and Manuel Borruta, « La nation et ses « rapatriés » : Jalon pour une comparaison Allemagne – France », *La vie des idées*, mars 2012, p. 1-9 [http://www.laviedesidees.fr/La-nation-et-ses-rapatries.html]. Cf., Andrea L. Smith, « Introduction: Europe's Invisible Migrants », Andrea L. Smith, (ed), *Europe's Invisible Migrants*, Amsterdam: Amsterdam University Press, 2003, p. 29. つぎの論集は、脱植民地化によるヨーロッパへの「引揚げ」の比較研究の先駆的な事例である。Jean-Louis Miège et Colette Dubois (dir), *L'Europe retrouvée : les migrations de la décolonisation*, Paris : Harmattan, 1994.

³ 植民地住民の法的地位について次を参照。松沼美穂『植民地の〈フランス人〉——第三共和政期の国籍・市民権・参政権』法政大学出版局、2012年。

⁴ これにたいして保護国であったチュニジアとモロッコでは、先住民は「チュニジア人」「モロッコ人」と呼ばれた。1934年に、行政文書においてチュニジアのムスリム先住民を指して「原住民」を用いるべきではなく「チュニジア人」という表現に置き換えることが、公式に指示された。Antoine Léon, *Colonisation, enseignement et éducation*, Paris: Harmattan, 1991, p. 270. なおアルジェリア先住民のうちでもユダヤ人は、1870年に市民権を認められた。

⁵ Charles-Robert Ageron, *Histoire de l'Algérie contemporaine, tome II, De l'insurrection de 1871 au déclenchement de la guerre de libération (1954)*, Paris: PUF, 1979, p. 127-128; Louis-Augustin Barrière, *Le statut personnel des musulmans d'Algérie de 1834 à 1962*, Dijon: Éditions de l'Université de Dijon, 1993, p. 3; Laure Blévis, « Les avatars de la citoyenneté en Algérie coloniale ou les paradoxes d'une catégorisation », *Droit et Société*, no. 48, 2001, p. 575; Marc-Olivier Gavois, « La perception du pouvoir métropolitain par les Européens d'Algérie », *Cahiers d'histoire*, no. 85, 2001, p. 87-90; Jean-Robert Henry, « L'identité imaginée par le droit : De l'Algérie coloniale à la construction européenne », Denis-Constant Martin (dir), *Cartes d'identité. Comment dit-on "nous" en politique ?* Paris: Presse de la Fondation nationale des sciences politiques, 1994, p. 45. 工藤晶人「十九世紀末アルジェリアにおけるヨーロッパ人社会の変容——オラン地方選挙人名簿・土地委譲申請者史料の分析——」『史学雑誌』110 篇 10 号、2001 年、1, 24 ページ。工藤晶人「1830 年代年フランスの植民地論争と「アラブのナショナルテ」」『西洋史学』、210 号、2003 年、34 ページ。林瑞枝「アルジェリアの独立と国籍問題 (I)」『アジア経済』22-2、1981 年、14 ページ。

⁶ Yann Scioldo-Zürcher, *Devenir métropolitain : Politique d'intégration et parcours de rapatriés d'Algérie en métropole (1954-2005)*, Paris: Éditions de l'EHESS, 2010, p. 23; Todd Shepard, *The Invention of Decolonization: the Algerian War and the Remaking of France*, Ithaca: Cornell University Press, 2006, p. 51-52.

⁷ アルジェリアのヨーロッパ系住民を指すピエ・ノワール (pieds-noirs) という呼称は、彼らの引揚げ後にフランスでしだいに広く用いられるようになった自称・他称であるため、本稿では用いない。

⁸ フランス本国社会の反応については次の論集を参照。Raphaëlle Branche et Sylvie Thénault (dir), *La France en guerre 1954-1962. Expériences métropolitaines de la guerre d'indépendance algérienne*, Paris: Autrement, 2008.

⁹ Scioldo-Zürcher, *op. cit.*, p. 65-72; Shepard, *op. cit.*, p. 88-90.

¹⁰ Jacques Frémeaux, « Le reflux des Français d'Afrique du Nord (1956-1962) », Jean-Jacques Jordi, Abdelm Sayad et Emile Témime (dir), *Marseille et le choc des décolonisations*, Aix-en-Provence: Édisud, 1996, p. 22; Jacques Frémeaux, « Usage et obsolescence des Français d'Algérie », Jean-Charles Jauffret (dir), *Des hommes et des femmes en guerre d'Algérie*, Paris: Autrement, 2003, p. 50-51. Cf., Shepard, *op. cit.*, p. 207-212. 渡辺司「アルジェリア戦争と脱植民地化——「エヴィアン交渉」を中心にして」永原陽子編『「植民地責任」論——脱植民地化の比較史』青木書店、2009年、310 - 336 ページ。

¹¹ 一方で、ユダヤ人を含むおよそ 20 万人のヨーロッパ系住民が独立後もアルジェリアに残留した。これは今日に至るまで忘却されてきた点だが、その理由は、「スーツケースか棺桶か」という極限状態の下でヨーロッパ系住民が引揚げを迫られたというイメージが、後で述べるような本国のメディア状況を通じて定着したことだった。Pierre Daum, *Ni valise ni cercueil : les pieds noirs restés en Algérie après l'indépendance*, Arles: Acte sud, 2012.

¹² 1995 年の値で約 97 万人にのぼることになる。

¹³ 引揚者受け入れ政策全般について以下を参照。Pierre Baillet, *Rapatriés d'Algérie en France* (Note et études documentaires, no. 4275-4276), Paris: La documentation française, 1976, p. 100-105; Valérie Esclangon-Morin, *Les rapatriés d'Afrique du Nord de 1956 à nos jours*, Paris: Harmattan, 2007, p. 89-90, 112-150; Jean-Jacques Jordi, *De l'exode à l'exile. Rapatriés et pieds-noirs en France*, Paris: Harmattan, 1993, p. 125-146; Jean-Jacques Jordi, « The Creation of the Pieds-Noirs: Arrival and Settlement in Marseilles, 1962 », Smith (ed), *op. cit.*, p. 61-74; Scioldo-Zürcher, *op. cit.*, p. 161-301.

¹⁴ 1954 年のインドシナからの撤退に伴う引揚者については、国の政策とよべるものは事実上存在しなかった。1956~60 年にチュニジアとモロッコより約 25 万人が引揚げていた。Michel Diefenbacher, *Parachever l'effort de solidarité nationale envers les rapatriés. Rapport établi à la demande du Premier Ministre*, 2003, p. 6; Frémeaux, « Le reflux des Français », art. cit., p. 20.

¹⁵ Frémeaux, « Le reflux des Français », art. cit., p. 22; Daniel Lefevre, « Les pieds-noirs », Mohammed Harbi et Benjamin Stora (dir), *La Guerre d'Algérie : 1954-2004, la fin de l'amnésie*, Paris: Robert Laffont, 2004, p. 283; Scioldo-Zürcher, *op. cit.*, p. 107-109. 林瑞枝「アルジェリアの独立と国籍問題 (II)」『アジア経済』22-3、1981年、63 ページ。

¹⁶ Scioldo-Zürcher, *op. cit.*, p. 111.

¹⁷ Baillet, *op. cit.*, p. 10.

¹⁸ Baillet, *op. cit.*, p. 20; Jordi, *op. cit.*, p. 138.

¹⁹ Baillet, *op. cit.*, p. 21-22; Emmanuelle Comtat, *Les pieds-noirs et la politique : quarante ans après le retour*, Paris: Presses de la Fondation nationale des sciences politiques, 2009, p. 104; Scioldo-Zürcher, *op. cit.*, p. 263.

²⁰ Scioldo-Zürcher, *op. cit.*, p. 25, 319-323.

²¹ Scioldo-Zürcher, *op. cit.*, p. 111.

²² バリをはじめとする大都市の周辺には、外国人・移民を中心とするバラック集住地が形成されており、引揚者が同様の事態に陥ることが現実的可能性として懸念された。

²³ Shepard, *op. cit.*, p. 221.

²⁴ Baillet, *op. cit.*, p. 35; Pierre Barral, « Le Parlement face au problème des rapatriés », Mohand Khellil et Jules Maurin (dir), *Les Rapatriés d'Algérie en Languedoc-Roussillon 1962-1992*, Montpellier: Presse de l'Université Paul Valéry Montpellier II, 1992, p. 90-92; Esclangon-Morin, *op. cit.*, p. 143-144.

²⁵ 1961 年 12 月 26 日法が認めていた喪失財産の補償は、当面棚上げとされていた。

²⁶ 概況について次を参照。Fatima Besnaci-Lancou et Abderahmen Moumen, *des harkis*, Paris: Le Cavalier Bleu, 2009; Tom Charbit, *Les Harkis*, Paris: La Découverte, 2006.

²⁷ ただし、この憲法でいう「フランス連合の市民」が具体的に何を意味するかは明記されず、また植民地における二重選挙母体制度と一票の重みの格差にみられる差別制度は維持された。

²⁸ ただしこの時点では、休戦前または独立前の政治的行為を理由とした処罰や差別は行わないとい

ウエヴィアン協定の取り決めはおおむね尊重され、アルキは相対的に平穏な状況にあった。報復が激化するの7月3日の独立以降である。Charbit, *op. cit.*, p. 50-51.

²⁹ Shepard, *op. cit.*, p. 230-232.

³⁰ Shepard, *op. cit.*, p. 236-238.

³¹ アルキおよびとりわけその子供世代による運動を受けて、彼らの存在の承認、フランス軍への従軍に対する補償、生活・就労支援などの公的政策が1990年代以降実施されている。

Décolonisation et frontière nationale : politique française vis-à-vis des rapatriés d'Algérie

Miho Matsunuma

A l'issue d'une guerre sanglante qui se termine avec l'indépendance de l'Algérie en 1962, l'État français est obligé d'exercer une politique d'accueil à l'égard des quelque 680 000 Français rapatriés, beaucoup plus nombreux que prévu. Au fait, pour beaucoup d'entre eux, la France n'est pas le pays d'origine de leurs ancêtres, une partie importante des colons européens étant venus des pays étrangers méditerranéens, l'Espagne, l'Italie et Malte entre autres. Parmi les descendants des Français, nombreux sont ceux qui ont déjà perdu les liens familiaux avec la France. Leur rapatriement est un fait imprévu pour eux-mêmes ainsi que pour les Français métropolitains. Personne ne s'attendait à ce que les Français d'Algérie quittent leur terre, ce qui se réalise pourtant, au dernier moment, dans la montée de violence entre différentes factions françaises et algériennes.

Quelque quatre cents lois et décrets sont arrêtés afin d'aider l'installation des rapatriés en métropole et une grande partie des mesures est mise en place par des collectivités territoriales. Le problème le plus urgent est de trouver des endroits pour les loger : des logements sociaux sont prioritairement attribués aux rapatriés, alors que diverses aides financières sont proposées pour l'acquisition de logement. La réinsertion professionnelle est un autre problème majeur. Quant aux fonctionnaires et employés des entreprises publiques, qui représentent un tiers de la population active des Français d'Algérie, ils sont en principe mutés à un poste équivalent en métropole dans le même service. Le gouvernement se lance dans une campagne nationale de promotion d'emploi pour des salariés du secteur privé. Les travailleurs indépendants peuvent bénéficier d'aide pour la reprise de leur activité, même si les autorités encouragent leur reconversion au salariat. Dans le processus de leur réinstallation en métropole, le gouvernement s'efforce, pour des raisons politiques et économiques, de disperser cette population sur le territoire national.

Par ailleurs, la représentation des rapatriés sur la scène médiatique évolue avec le temps. Pendant et au lendemain de la guerre d'indépendance, l'image dominante des Français d'Algérie est celle de colons exploités qui s'accrochent à la terre et aux biens arrachés aux Algériens. Or, au cours de leur installation

difficile en métropole, les médias les représentent de plus en plus comme des victimes de la violence de guerre et des mensonges du Front de Libération Nationale (FLN) qui détient le pouvoir en Algérie indépendante. Le gouvernement français qui contrôle étroitement la radio et la télévision joue un certain rôle dans ce changement de la représentation.

Les rapatriés ne cessent d'exprimer leur rancœur à l'égard de la France qui les a abandonnés en reconnaissant l'indépendance de l'Algérie, leur pays natal. De plus la politique pour leur accueil en métropole ne les satisfait pas, surtout pour le logement. Leur rapatriement est vu par les Français métropolitains comme l'arrivée massive et dérangeante d'éléments étrangers, ce qui est d'ailleurs fortement ressenti par les rapatriés eux-mêmes. Un changement radical de leur vie personnelle et professionnelle causé par la perte de leur pays provoque naturellement des difficultés économiques, sociales et psychologiques chez beaucoup de rapatriés. Or, malgré tout, la politique vis-à-vis des rapatriés d'Algérie démontre que l'État les considère comme des membres à part entière de la communauté nationale et qu'ainsi il s'efforce de les intégrer le plus rapidement possible à la structure économique et sociale de la nation. Le facteur décisif est la volonté politique du gouvernement, qui veut éviter la naissance d'une communauté défavorisée et exclue de la nation.

L'attitude officielle vis-à-vis des rapatriés est diamétralement opposée à celle qu'on entretient à l'égard de la population appelée Harki, les Algériens musulmans qui ont choisi le camp français pendant la guerre d'indépendance. Étant traités comme traîtres par le FLN, leur vie est en danger après l'indépendance, mais le gouvernement français essaie de les empêcher de partir avec les Français. Au fait, sous le régime colonial, les musulmans d'Algérie possédaient la nationalité française, qu'ils perdent au lendemain de l'indépendance, à l'issue d'un décret du gouvernement français. Beaucoup de Harki périssent et ceux qui réussissent à traverser la Méditerranée ne bénéficient pas des mesures d'aide pour les rapatriés puisqu'ils ne sont pas Français.

La différence entre la politique destinée aux rapatriés et celle réservée aux Harki s'explique par la catégorisation discriminatrice des personnes sous le régime colonial : ceux qui étaient citoyens en Algérie coloniale sont traités par les autorités françaises, au moment de la décolonisation, comme nationaux de la France, tandis que les sujets indigènes de la colonie sont considérés comme étrangers et ainsi exclus de la politique élaborée pour l'intégration nationale des rapatriés.